

政務活動報告書

議員名 佐藤 誠洋

実施した政務活動の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 視察・調査 <input type="checkbox"/> 陳情・要望	
実施日	令和 6 年 3 月 26 日 (火) 午前・午後 時～ 令和 6 年 3 月 28 日 (木) 午前・午後 時～	
場所	田辺市 市役所	
主催区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 会派 <input type="checkbox"/> その他()	
同行者名	塩田 勉 播磨 博一 寿松 木孝 青山 豊	
行程及び経費	行程(交通機関、算定根拠、人数按分など)	経費 (単位:円)
	別紙の通り	
		経費合計 103085-
実施概要と所感	別紙の通り	

※同じ項目がある場合は他の様式でも可とします。

※政党が主催する活動や研修セミナー、陳情は政務活動対象外となります。

※実施した内容がわかる資料、領収書、要望書等を添付してください。

※自家用車使用のガソリン換算方法を統一するため、同一箇所の往復の場合は、片道距離から換算した額×2(往復)でご記入ください。距離につきましては、実測いただくか距離検索サイトでお調べください。

田辺市空き家等対策計画 空き家売却あっ旋制度について

田辺市は、人口 69,000 人、横手市とほぼ同等規模。30 代～40 代の移住者が増加している 2 つの世界遺産があるまち。

全国初となる「空き家売却あっ旋制度」を作り、行政が積極的に空き家対策を行っている市で、全国から視察が相次いでいる。

※配布された資料に、田辺市の思いが集約されていた。行政は民事には介入したがるがないが、「市民目線でお互いがこうであればいいんじゃない、と寄り添う姿勢」がこの事業の根幹であり、スーパー職員の存在があった。

説明を分かり易くするために、市民役と行政役のロールプレイングを行うなど工夫されていて、現場をほんとはよく理解されていることが伝わった。

法律の趣旨をよく理解されて、「出来ない理由からどうすれば出来るのか」と困っている市民へ寄り添う姿勢に感銘を受けた。

「行政という安心・安全・信頼を背景に、土地建物のあっ旋を行う」（民間の利益を損なう取引は行わない、対象者などの一定のルールを設けている。）ことによって三方良し（売り手・買い手・行政）という実績を積み重ねていた。

※旧田辺市街地は、海と山に囲まれて、平地が少なく、一戸当たりの敷地面積が狭い。また、雪が降らないことから、車が通れるような幅の道が隣接していないなど、横手市とは事情が異なるが、「行政が民事に積極的に介入して寄り添う姿勢」は、全ての行政サービスに通ずる姿勢だった。説明中、「横軸連携もしっかり行っていること」も分かった。

「出来ないことを述べるのではなく、どうすれば可能か。」田辺市はこのことを実践している素晴らしい市であると感じた。

※横手市では、空き家対策担当が、福祉部の環境衛生課となっているが、片手間でやることではないため、専門の建設部「都市計画課」「住宅建築課」にするべきとこれまで何度も進言してきたが、この度の視察ではそれが正しいと確信した。

横手市は空き家対策に限らず、組織機構を見直しし、合わせて事務分掌を現場に即したようにするべきです。まずはそこから始めないとならない。

空き家特措法
 平成二十九年法律第二十号
空き家対策の推進に関する特別措置法
 (目的)
 第一条
 この法律は、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることに関し、**地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り**、あわせて空き等の活用を促進するため、空き等に関する施策に關し、国による基本指針の策定、市町村に特別権を付し、第十條第二項を除き、以下同じ。による空き等対策計画の作成その他の空き等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、**もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。**

最も重要なことは行政姿勢です
 もう一度繰り返します！
**「突き放す」のではなく
 「寄り添う」こと**
 (対立型ではなくサポート型)
 ※所有者・相続人の協力なく解決はできません
 ※売却あっ旋という制度だけでは成立しません

視察用 Q&A編

Q.職員体制は？

A.以上の各項目が中心であり、

- H27.5 空き家特措法施行
 - ⇒建築課が担当と体たまり優秀職員である建築技術職員が中心
- H28.1 建築課に空き家専属職員として専任員1名配置 (建築技術機支援)
- H26.4 田辺市空き等対策計画策定
- H29.7 不良空き等排除補助金制度創設
- H29.6 職地売却あっ旋、最初のアプローチ手続等
- H30.3 国文書の「先駆的な取組事例」として発表される
- H30.4 空き家専属職員 1名増となり2名体制となる
- R.3.4 空き家特措職員 1名増増加し再び2名体制に際する
- R.4.4 空き家特措職員 1名増となり再び2名体制に際する

点検な数車(空き家特措法) 専任員
 建築課 建築課 調査科連携 担当職員2名
 企画部 企画立経課 企画部職員 専任員1名増、担当職員2名

田辺市空き家対策 これからの取組

目的：早期支援により放置空き家をなくす！

支援レベル (ピラミッド図)：

- 村営家賃 (新設)
 - ・A型空家対策推進基金
 - ・借付金による貸付等
 - ・専任員受け付け
- 建築士
 - ・創設(建築士会)
- 工務店等
 - ・リフォーム・リノベーション
- 宅建業
 - ・新築(買い取り) 売却
- 司法書士
 - ・相続登記の促進
- 空き家特措法
 - ・3ヵ月以内修繕
 - ・20以内貸付、賃料、借付方式
 - ・社会福祉協議会
 - ・経営者層(建設業、不動産)
 - ・関係者(建設業)
 - ・建設業の育成、助成